

地域年金展開事業の好事例取組紹介

～岩見沢年金事務所の取組紹介～

令和元年 6月18日
札幌西地域代表年金事務所

【目次】

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
I. 女性のための年金セミナー	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
II. 障害者福祉施設における出張年金相談	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
III. 外国人就労事業所における出張年金相談	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5

はじめに

昨年、機構本部で開催された「平成30年度再生プロジェクト推進チームの取組報告会」において、北海道地域代表として参加した岩見沢年金事務所の取組が、理事長表彰を受けました。

本取組内容は、主に出張相談の充実化を図ったものであり、地域年金展開事業としても好事例な取組内容となっています。

各拠点におかれましては、当該取組を参考としていただき、地域における更なるサービス向上につながる取組をお願いいたします。

岩見沢年金事務所の皆様、
お忙しい中ヒアリングにご協力いただきまして
ありがとうございました！

- ヒアリング日時
・令和元年5月16日（木）15：00～17：00
- 出席者
・岩見沢：渡部副所長、飯沼主任（適調課）、山内（適調課）、阿部（国年課）、小林室長代理（相談室）
・地域調整課：渡部課長、鈴木課長代理

I. 女性のための年金セミナー

1. 目的

結婚・出産・育児等、女性特有のライフステージの変化に対応した各種社会保険の手続き（産前産後休業期間中の保険料免除、離婚時の年金分割等）について知っていただくため、女性被保険者を対象としたセミナー（制度説明会）を実施したもの。

2. 企画者

厚生年金適用調査課長が発案し、具体的な内容は当該課女性職員（主任と特定業務職員）が打ち合わせのうえ考案

3. 実施担当課（者）

厚生年金適用調査課 女性職員（主任及び特定業務職員）

4. 実施方法

- (1) 対象事業所の選定
 - ・女性被保険者が20人以上の事業所を抽出
- (2) 事業所への開催案内
 - ・（1）で選定した事業所へ案内文及び申込用紙（別添参照）を郵送
 - ・その他の事業所に対しても、事業所あてに発送する郵便物（事業所からの届書用紙送付依頼時等）に案内文、申込用紙を同封
- (3) 実施に向けた調整
 - ・開催申込のあった事業所と、開催日時や研修内容について摺合せを行う
 - ・女性が参加しやすい雰囲気づくりを重視し、男性は対象外
- (4) 実施
 - ・講師は2名で対応
 - ・実施時間は60分程度
 - ・実施時間帯は事業所の希望に応じて決定、お昼休みの時間帯に実施したケースもあり
 - 年金事務所を会場とし18時からの開催とすることで、勤務終了後の参加希望にも対応
 - ・資料は、既存の制度説明資料（パンフレット等）を活用



5. 説明内容

「女性のための」という題名にちなみ、女性に特化した制度を中心に、女性の請求頻度の高い離婚分割等の説明を行った。

- ・産前産後休業期間中の保険料免除制度
- ・育児休業期間中の保険料免除制度
- ・養育期間中の標準報酬月額の特例措置
- ・離婚時の年金分割
- ・遺族年金制度



6. 開催をふりかえって

【実施事業所の意見】

説明会終了後アンケートを実施し、「受講してよかった」との意見が多数あった。再度の開催要請があった事業所もあり。

また、女性に特化した研修だったため、「普段なかなか聞きにくい離婚分割や遺族年金の話などが聞いてよかった」との感想もいただいたとのこと。

【実施職員の感想】

まだまだ、育児の中心は女性（母親）である世の中。仕事と育児に追われ、複雑な制度を知る機会が少ないと思い、同じ女性の目線でセミナーを実施したところ、非常に喜んでもらえたと同時に、やりがいも感じた。

実施してよかった。

【開催実績】

平成29年度、30年度で計6回（事業所訪問5回、年金事務所開催1回）実施し、合計76名が参加

【今後の企画化に向けた検討課題】

- ・女性職員が適用調査課に配置されていない場合、講師をどう確保するか。（男性講師とすべきか）
- ・年金制度の知識を有していた職員がいたため、年金受給関係の説明が可能であったが、通常はお客様相談室からも講師を派遣してもらうなど、課を超え横断的な対応を行うべきか。

Ⅱ. 障害者福祉施設における出張年金相談

1. 目的

お客様のニーズに合った年金相談の一環として、年金事務所への来訪による年金相談が困難なお客様に対し、事前に相談内容を把握したうえで出張による年金相談を実施したものの。

2. 企画者

再生プロジェクト推進チームにて企画を募集。その後、お客様相談室にて具体的内容を検討

3. 実施担当課（者）

お客様相談室

4. 実施方法

(1) 対象施設の選定・案内

・施設職員より施設入所者にかかる電話相談があった際、訪問による相談を提案

(2) 実施に向けた調整

・施設職員と訪問日時、相談者数、相談内容について摺り合わせを行う

(3) 実施

・お客様相談室職員 1 名が訪問

・届出用紙、ハードコピー、各種パンフレット等の関係書類を持参

5. 開催をふりかえって

【実施施設の意見】

「施設入所者の中には、外出に付き添いが必要な者も多いが、施設職員も多忙であり訪問してくれるのはありがたい」「年金制度（特に難しい障害年金）をケースワーカーとして学ぶ機会があって良かった」と大変好評であった。

【開催実績】

平成30年7月に1回実施、相談2件



【今後の企画化に向けた検討課題】

- ・出張相談の開催だけでなく、施設職員に対し障害年金に関する制度説明会を開催してはどうか。
- ・年金給付審査事務移管実施後は実施できておらず、今後の実施にあたっては体制面での整備が課題となっている。

Ⅲ. 外国人就労事業所における出張年金相談

1. 目的

外国人の各種年金手続きもれを防ぐとともに、年金制度への知識・関心を高めるため、外国人就労者に対し、制度周知や手続き方法等の年金相談（制度説明会）を実施したものの。

2. 企画者

国民年金課において、収納対策の一環として発案

3. 実施担当課（者）

国民年金課

4. 実施方法

（1）対象事業所の選定

- ・収納支援ツールを活用のうえ氏名から外国人未納者を抽出、WMにて現存加入記録を確認し、複数の者が厚年加入中の事業所を選定

（2）事業所への開催案内

- ・電話にて社会保険事務担当者あて連絡し、外国人を対象とした各種年金相談等を実施している旨案内

（3）実施に向けた調整

- ・社会保険事務担当者と開催日時について摺合せを行う



(4) 実施

- ・ 国民年金課職員 1 名が訪問
- ・ 国民年金関係届、免除申請書及び各種パンフレットを持参

5. 説明内容

- ・ 外国人就労者及び社会保険事務担当者に対し、国民年金の制度や免除申請の手続き方法を説明し、免除申請書等の用紙を配付。※後日、社会保険事務担当者に取りまとめて提出あり
- ・ 脱退一時金について、パンフレットを参照しながら説明

6. 開催をふりかえって

【実施事業所の意見】

「外国人就労者に対する年金制度の説明は必要であり、特に厚生年金に加入している外国人は、国民年金制度に対する知識がほとんど無いことから、知識が身につく機会となってよかった」と好評だったとのこと。

【実施職員の感想】

企業に対し外国人の就労希望者のあっせんを行っている団体や事業所があり、そこへ直接説明会開催等のアプローチをしてはどうかと事業所担当者よりアドバイスを受けたので、今後の実施に向けて該当団体等への接触も検討しても良いと思った。

【開催実績】

平成30年9月に1事業所にて実施、免除申請書を17件受付



【今後の企画化に向けた検討課題】

- ・ 収納支援ツールを活用しての対象事業所選定は、事務所規模によっては困難ではないか。（岩見沢管内の被保険者数だから可能であったと言える）
- ・ 出張相談の開催だけでなく、社会保険事務担当者に対し適用関係・国民年金・脱退一時金に関する制度説明会を開催してはどうか。